

報 道 発 表

令和 7 年 11 月 12 日
財 務 省

令和 6 事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果

財務省は、令和 6 事務年度（令和 6 年 7 月から令和 7 年 6 月までの 1 年間）に、全国の税関が行った輸入者の関税及び内国消費税^(注1)（以下「関税等」という。）の輸入申告に対する輸入事後調査^(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 令和 6 事務年度は、3,609 者（前事務年度比 33 者増）の輸入者に対して輸入事後調査を行った。
2. 輸入事後調査の結果、申告漏れ等^(注3)のあった輸入者は 2,690 者（同 12 者増）となった。
3. 申告漏れ等に係る課税価格は約 1,390 億 7 千万円（同 15.8%増）となった。これに対する関税等の納付不足税額は約 148 億 9 千万円（内国消費税約 139 億 6 千万円、関税約 9 億 3 千万円）であり、これらを含む追徴税額^(注4)は約 157 億 1 千万円（同 16.8%増）となった。
4. 納付税額の不足が多かった品目は、①電気機器、②自動車等、③光学機器等、④機械類、⑤医療用品であり、これら 5 品目で納付不足税額の総額の約 67%を占めた。
5. 主な申告漏れ等の事例としては、①輸出者又は輸入者が作成した低価のインボイス等による輸入申告、②輸出者に無償で提供した部材の申告漏れ、③インボイス価格とは別に支払う貨物代金の申告漏れ等であった。

（注 1）内 国 消 費 税：輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等をいう。

（注 2）輸 入 事 後 調 査：輸入貨物に係る関税等が適正に納税申告されていたかどうかを通関後に確認するための税務調査をいう。

（注 3）申 告 漏 れ 等：課税価格に申告漏れがあったものの他、適用税率に誤りがあったものも含む。

（注 4）追 徴 税 額：納付不足税額と、課税価格の申告額が過少であった場合等に課す加算税額とを、合算したものをいう。

【別添 1】輸入事後調査の状況等

【別添 2】事後調査トピックス

[問合せ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111（内線）5396

輸入事後調査の状況

		令和 6 事務年度		令和 5 事務年度
			前事務年度比	
調査を行った輸入者 ①		3, 609 者	33 者増	3, 576 者
申告漏れ等のあった輸入者 ②		2, 690 者	12 者増	2, 678 者
申告漏れ等の割合 ②／①		74. 5%	0. 4 ポイント減	74. 9%
申告漏れ等に係る課税価格		1, 390 億 7, 156 万円	115. 8%	1, 201 億 1, 717 万円
追徴税額	納付不足税額	148 億 8, 929 万円	116. 1%	128 億 2, 932 万円
	関税	9 億 2, 797 万円	108. 0%	8 億 5, 888 万円
	内国消費税	139 億 6, 132 万円	116. 6%	119 億 7, 043 万円
	加算税額	8 億 1, 870 万円	131. 5%	6 億 2, 238 万円
	重加算税	4, 228 万円	97. 5%	4, 336 万円
	計	157 億 799 万円	116. 8%	134 億 5, 170 万円

(注) 当該事務年度に調査が終了したもののみを計上。

納付不足税額が多い上位 5 品目

令和 6 事務年度				令和 5 事務年度		
順位	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	85 類	電気機器	30 億 4, 712 万円	90 類	光学機器等	26 億 4, 237 万円
2	87 類	自動車等	21 億 7, 616 万円	85 類	電気機器	17 億 601 万円
3	90 類	光学機器等	20 億 9, 324 万円	84 類	機械類	14 億 8, 761 万円
4	84 類	機械類	16 億 8, 433 万円	30 類	医療用品	14 億 7, 569 万円
5	30 類	医療用品	10 億 1, 313 万円	87 類	自動車等	12 億 6, 813 万円

(注) 分類は、関税率表（関税定率法の別表）に従っている。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されている。

【主な申告漏れ等の事例】

＜重加算税が賦課された事例＞

事例１：輸入者が自らインボイスを改ざん

輸入者Aは、X国の輸出者からペットボトル原料を輸入していた。Aは、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していた。

その結果、不足していた課税価格は1億952万円、追徴税額は2,134万円（うち重加算税569万円）であった。

事例２：輸出者と通謀して虚偽のインボイスを作成

輸入者Bは、Y国の輸出者から中古バイクを輸入していた。Bは、輸入申告前に正規の価格を認識していたが、輸出者と通謀して、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していた。

その結果、不足していた課税価格は7,129万円、追徴税額は960万円（うち重加算税247万円）であった。

＜その他申告漏れ等のあった事例＞

事例３：輸入者が無償提供した部材の申告漏れ

輸入者Cは、X国の輸出者からCPU基板を輸入していた。Cは、輸入貨物に組み込まれる部材を輸出者に無償で提供していた。本来、無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものであったが、Cは課税価格に含めずに申告していた。

その結果、不足していた課税価格は11億3,912万円、追徴税額は1億2,579万円であった。

事例４：輸入貨物に係る開発費の申告漏れ

輸入者Dは、Y国の輸出者から産業用ロボット等を輸入していた。Dは輸出者に対し、輸入貨物に係る開発を依頼し、当該開発に係る費用を支払っていた。この開発費は課税価格に含めるべきものであったが、Dは課税価格に含めずに申告していた。

その結果、その他の申告漏れ等も含め、不足していた課税価格は6億7,259万円、追徴税額は7,220万円であった。

(参考)

○調査の目的

輸入事後調査は、輸入貨物の通関後における税関による税務調査であり、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適切な税額等を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施している。

○調査の方法

輸入事後調査は、貨物の輸入通関後、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、輸入貨物に係る納税申告の内容が適切かどうかを確認する。

なお、調査の結果、申告内容に誤りがあることを確認した場合には、修正申告を行うか税関長が税額等を更正すること等により、不足税額等を納付していただく。

また、事後調査の過程において悪質な輸入者であることが判明した場合、犯則調査が開始され、その結果、関税等脱税事件として告発される場合もある。

○重加算税

隠蔽又は仮装により、納税申告をせず、又は誤った納税申告を行った者に対して課される附帯税で、無申告加算税や過少申告加算税より重い税が課される。

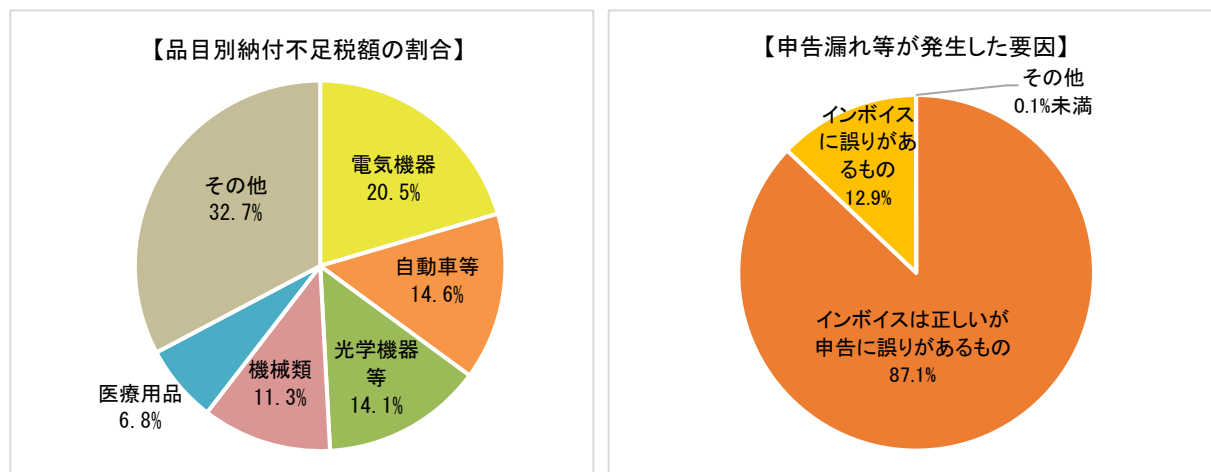
(重加算税率の一例)	適用前		適用後
過少申告加算税	10%	→	35%
無申告加算税	15%	→	40%

事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、自動車等、光学機器等、機械類、医療用品であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約67%を占めている。

また、申告漏れ等が発生した要因を見ると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが約87%を占めている。



隠蔽・仮装による輸入申告（重加算税賦課事案）

インボイスに誤りがあるものとして、輸出者が作成するインボイスに記載した価格が誤っていた事例が多くあるが、中には事例1のように、輸入者が自ら取引価格よりも低い価格を記載したインボイスを作成し、当該インボイスに基づき申告しているものや、事例2のように輸入者が輸出者と通謀し、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを作成させ、当該インボイスに基づき申告していた事例などがあり、このような「隠蔽・仮装」により納税申告を行った場合は、重加算税が課される。



インボイス価格とは別に支払った貨物代金等の申告漏れ

インボイスは正しいが申告に誤りがあるものとして、インボイス価格とは別に輸入貨物の製造のために支払った金型代や、事例4のように、輸入貨物に係る開発費を支払っている場合など、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金等を課税価格に含めずに申告していたことにより、申告漏れとなっている事例が多く発生している。

